

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人（成人男性）が、避難実費及び精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目	①自主的避難によって生じた費用 (避難、帰宅及び一時立ち入りの費用を含む)
	②自主的避難による精神的損害 (生活費増加分を含む)

期 間 平成23年3月11日～平成24年3月末日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金60万円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の各損害項目(同項記載の各期間に限る。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月6日

(仲介委員長 木下良平、仲介委員 高木佳子、同 佐藤彰一)